

監 査 結 果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

1 監査の基準

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に基づき実施した。

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

3 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

4 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関しては、是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

企業会計
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本 庁 基幹病院事業会計	令和 8 年 7 月 23 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 流域下水道事業会計	令和 8 年 7 月 24 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
2 事業所 流域下水道事務所	令和 8 年 6 月 5 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	同 上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和 8 年 7 月 22 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和 8 年 6 月 1 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 共通管理勘定	令和 8 年 7 月 24 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
電気事業会計	令和 8 年 7 月 24 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	同 上
工業用水道事業会計	令和 8 年 7 月 24 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
工業用地造成事業会計	令和 8 年 7 月 24 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
2 事業所 発電管理センター	令和 8 年 6 月 12 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
新潟工業用水道事務所	令和 8 年 6 月 1 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
上越利水事務所	令和 8 年 5 月 26 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本 庁 病院事業会計	令和 8 年 7 月 23 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 当初調製した決算関係書類において、 会計処理の誤りがあり、診療収益 259,809,571円及び材料費90,719,471円 が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計処 理を行われたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、 2,267件48,108,324円が未納となってい た。 未納額の早期収納に努めるとともに、 固定化した未収金の解消に向けた取組に についても一層強化されたい。
2 施 設 妙高病院	令和 8 年 6 月 4 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 中央材料室エアコン交換について、経 費執行何による支出負担行為の決定をせ ずに契約事務を執行していた。 病院局財務規程に基づく適正な事務処理 を行われたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、 88件1,534,533円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているの、具 体的な回収方法の見直しを行い、未納額 の早期収納に努めるとともに、発生予防 対策や固定化した未収金の解消について も一層強化されたい。
中央病院	令和 8 年 6 月 8 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 当初調製した決算関係書類において、 会計処理の誤りがあり、診療収益 259,809,571円が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計 処理を行われたい。 2 退院支援計画書の誤交付など、計10件 の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止 の徹底に努められたい。 3 過年度未収金について、決算日現在、 3,219件62,452,805円が未納となってい た。 未納額の早期収納に努められたい。
松代病院	令和 8 年 6 月 2 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項
柿崎病院	令和 8 年 6 月 1 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

十日町病院	令和8年6月5日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 住居手当について、居住の実態がないにもかかわらず支給停止としなかったため、令和6年12月から令和8年1月までの14月の間、過支給となったものが1件378,000円あった。 支給要件の確認を徹底されたい。 2 診療情報等が記載された書類の誤送付など、計2件の個人情報の漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 3 過年度未収金について、決算日現在、1,074件27,087,588円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
精神医療センター	令和8年6月11日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、215件7,381,150円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
津川病院	令和8年6月10日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
がんセンター新潟病院	令和8年6月9日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 器械備品12点について、不用決定をせずに廃棄していた。 病院局財務規程に基づいた事務処理を行われたい。 2 過年度未収金について、決算日現在、1,511件36,271,267円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 給与に関する事項
新発田病院	令和8年5月27日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 1 検査結果等が記載された書類の誤交付など、計4件の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 2 当初調製した決算関係書類において、会計処理の誤りがあり、材料費90,719,471円が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計処理を行われたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 給与に関する事項 旅費に関する事項 物品の管理に関する事項

坂町病院	令和 8 年 6 月 12 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 検査結果等が記載された書類の誤交付など、計 2 件の個人情報の漏えいがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
------	-----------------	---------	---------------------------------------	--